

議案第 6 号

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 月 28 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、介護保険の認定資料に係る個人情報の開示請求について、条文の整備を行うため提案するものです。

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例

我孫子市介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 介護保険事業	第2章 介護保険事業
第1節 略	第1節 略
第2節 介護保険認定資料の <u>提供</u> <u>請求</u> （第8条）	第2節 介護保険認定資料の <u>開示</u> （第8条）
第3節 略	第3節 略
第3章から第6章まで 略	第3章から第6章まで 略
附則	附則
第2章 略	第2章 略
第2節 介護保険認定資料の <u>提供請求</u>	第2節 介護保険認定資料の <u>開示</u> （ <u>認定資料に係る個人情報の開示請求</u> ）
第8条 市が保管する介護保険の <u>認定</u> <u>に係る資料</u> （次項において「 <u>認定資料</u> 」という。）は、本人、配偶者その他の規則で定める者が <u>提供の請求</u> をすることができる。	第8条 市が保管する介護保険の <u>認定</u> <u>資料に係る個人情報</u> は、本人、配偶者その他規則で定める者が <u>開示請求</u> をすることができる。
2 前項に定めるもののほか、介護保険の認定資料の <u>提供請求手続</u> に関し必要な事項は、規則で定める。	2 前項に定めるもののほか、介護保険の認定資料 <u>に係る個人情報の開示</u> <u>請求手続</u> に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。